

戦国期の南都神楽

—その費用と運営—

池和田 有紀

はじめに

戦国期大和の国人は、興福寺や春日社に従属しつつ、様々な形でその祭祀に関与した。ことに有名なのは平安後期の創始以来活況を呈した若宮祭である。興福寺の僧が田楽の料足調達を担い、のちには猿楽興行権も掌握したのに対し、大和の有力武士たちは輪番制で流鏑馬頭役となり、同祭に奉仕した。流鏑馬頭役は願主と呼ばれ、莫大な出費を伴うことから、有力国人にとって権威の象徴であり、彼らの在地支配を進めるためにも勤仕は望ましいものがあった。⁽¹⁾

大和有力国人が担ったのはそれだけではない。若宮祭のように毎年ではなく、不定期に行われるもので、従来あまり注目されることがなかったが、春日社七ヶ夜陪従神楽の奉納もその一つである。七ヶ夜陪従神楽は、鎌倉時代前期、春日山の樹木が一斉に枯れるという、いわゆる山木枯槁が生じた際、神慮を慰めるために当時の氏長者である藤原道家の沙汰で行われたのが始まりとされる。以来、たびたび発生した山木枯槁に際しては、鎌倉期には氏長者の命で、室町期には將軍家によって、春日社に神楽が奉納された。しかし、

嘉吉の乱や応仁・文明の乱を経て大和における將軍支配力が衰退すると、勢力を伸張してきた国内の有力武士が、枯槁の有無にかかわらず積極的に、七ヶ夜にわたる南都神楽に携わるようになる。

例えば文明十一(一四七九)年及び明応二(一四九三)年の南都七ヶ夜神楽は、枯槁のためではなく、越智家栄の立願によって行われた。越智氏は当時、大和における畠山両氏の争いに、義就方として他の国人を圧倒し、殊に明応二年には細川政元による政変に協力して全盛期にあった。⁽²⁾ 注目すべきは、家栄が施主として専ら費用を負担し、二条持通を願主に招請して挙行したということである。神楽の演奏も、所作に堪能な公家衆を願主とともに春日社に招いて行わせた。摂関家という古い権威を担ぎ出し、かつて將軍家によって奉納された神楽を国人が再興したことは、大和における戦国期のはじまりを示唆するものである。その後、筒井氏・十市氏といった有力国人が進んで越智の例に倣い、たびたび摂関家を招いて七ヶ夜の神楽を催している。さらに、国人のみならず、赤沢朝経や松永久秀といった新興の外部勢力も自ら積極的に神楽の施主になろうとした。彼らが七ヶ夜神楽を催したのは、いずれも大和におけるその勢力が最も強い時期に重なる。つまり、神楽の奉納は彼らの大和支配のしるし、宣言でもあったといえよう。⁽³⁾

ところで、七ヶ夜神楽は文字通り七晩にわたって行われる。こうした大規模な行事には、相当の費用が必要とされた。反銭賦課などを含む「助成」が行われた若宮祭ほどではないにせよ、施主となった国人にはどれほどの負担が求められたのだろうか。本稿では、南都神楽の諸費用について具体的に明らかにするとともに、神楽の運営に奔走した春日社、大和有力武士、公家の関わりを描き出してみたい。それによつて、大和国人がなぜ神楽奉納を望んだのか、そのメリットはどのようなものであつたかを考えてみたい。

一 社家の役割

戦国末期の大和において、三好長慶の家臣であつた松永久秀が台頭したことはよく知られている。久秀は天文末頃から信貴山に築城、永祿三年頃には、国内に乱入して最も有力な筒井勢力を抑え、奈良に多聞山城を築いた⁶。彼が春日社において七ヶ夜神楽を催したのは、同五（一五三）年のことである。筒井藤勝（順慶）が施主となつた天文二十三（一五五）年神楽の例に准じたものであつた。国人が行つてきた大規模な神楽を主催することで自らの勢力を誇示してみせたのである。

次の史料は永祿五年七ヶ夜神楽の際、松永久秀が施主として春日社へ渡した用脚の内訳である。

〈史料A〉

春日社陪從御神楽用脚事、

一、五十六石

七ヶ夜之間御神供米、正預方并權官衆六人へ相渡了、

↓ a

- | | | |
|--------------|-----------------------------|-----|
| 一、五十六貫文 | 同間御供菜、同衆へ相渡之、 | ↓ a |
| 一、壹貫四百文 | 同間御神供并勅使御奉幣紙之代、 | |
| 一、三貫五百文 | 同間御幣串別二候間白布之代、 | |
| 一、貳貫文 | 同間御幣串之代八十四本、 | |
| 一、廿壹貫文 | 大社并率河社賦之代、權官衆、 | |
| 一、三貫五百文 | 若宮社賦之代、若宮神主方へ相渡之、 | ↓ b |
| 一、貳貫文 | 中日結日神馬代、正預へ相渡之、 | |
| 一、百貫文 | 七ヶ夜祝祿之代、正預へ相渡之、 | ↓ c |
| 一、卅壹貫文 | 社中人別百足宛相渡之、 | |
| 一、廿貫文 | 若宮拜殿神楽、 | |
| 一、七貫文 | 七ヶ夜勸盃料、職事神人に申付之、 | |
| 一、八貫文 | 社中饗膳之代面々に相渡之、 | |
| 一、十二貫六百文 | 六人神殿守神人チハヤ之代相渡之、 | |
| 一、十五貫文 | 三方神人一献之代下行之、 | ↓ d |
| 一、貳貫文 | 拜殿惣一方へ相渡之、 | |
| 一、七貫文 | 御神供備進音楽料、当所伶人二下行之、 | ↓ e |
| 一、七貫文 | 宿直人二下行之、 | |
| 一、五貫文 | 寺門五ヶ屋へ相渡之講問料、 | |
| 一、四十五貫二百文 | 三方神人烏帽子代、人別十足ツ、下行之、 | |
| 一、壹貫文、太刀壹腰 | 施主八幡御祈師神人に下行之、 | |
| 一、五百文 | 氷室社 ^正 シャウ行事に下行之、 | |
| 一、三十貫文 | 奉行新方、 | |
| 合参百六十四貫八百文者、 | | |

右半竹軒并塩冶一岐守殿ヨリ請取申状如件、

永禄五年壬戌十一月 日

奉行新次預
祐岩 (花押)⁽⁷⁾

この請取状には、神前に供える供菜米料を主とし、御幣・神馬・楽人への下行・報酬など都合三百六十四貫文あまりに及ぶ費用が示されている。文書中にみえる半竹軒および塩冶壹岐守は後述するように松永配下の者であろう。ところで、史料Aのような下行があると、下行先から社家に請取状が出され、何通かが社家文書中に残されている。例えば、文書中のd部分は三方神人に下行された一献料の十五貫文であるが、これに対しては次のような請取状が存する。

謹請申春日社就陪從御神樂一献料事、

合拾伍貫文者、

右所請取申状如件、

永禄五年壬戌十一月吉日

三方禰宜等

永季 (花押)

春致 (花押)

重春 (花押)⁽⁸⁾

この文書がdの下行に対応する請取状であることは、年月日の記載などからみて間違いないが、永禄五年の年紀をもつ請取状はじつはこの文書一通しかなく、a、b、c、eに概当する他の請取状はすべて永禄五年以前のものである。例えば、次の文書をみてみよう。

請取申七ヶ夜御神樂御神供料事、

合五十六石
五十六貫文者、

右所請取申状如件、

天文二年癸巳十二月廿八日、

正預
祐維 (花押)⁽⁹⁾

この正預祐維の請取状は、七日間の神供米と神供菜料、合せて五十六石・五十六貫文に対するもので、a部分に相当することは明らかである。しかし、その年紀が天文二(一五三三)年となっていることから、永禄五年神樂ではなく、天文二年神樂の時に出されたものである。このほか、cについては天文二年の、b・eについては天文十一年の請取状が存する。⁽¹⁰⁾年紀は異なるものの、いずれにおいても請取額(下行額)は史料Aの額に一致する。このことから、史料Aの松永久秀の支弁が先例に則したものであり、代々の施主から社家へは、つねにAと同様の費用が渡っていたと理解できよう。⁽¹¹⁾

一方、これらを施主から受け取った次預中臣祐岩は、春日社側の神樂奉行である。春日社の神職組織は、神主・正預・若宮神主の三惣官を頂点とし、神主は大中臣氏、正預は中臣氏の世襲であった。ちなみに神主大中臣方の下には権神主・新権神主がおり、中臣方には正預・権預・次預・神宮預・加任預などがある。⁽¹²⁾このうち、七ヶ夜神樂にかかわったのは主に正預を中心とする中臣氏であった。当該期には諸流に分かれ、辰市・大東・今西・新などの家名がみられる。

中臣方が七ヶ夜神樂に携わるのは、春日山木枯槁の初度とされる鎌倉期の文暦二(二三三)年からである。このとき中臣氏は、枯槁が起きた際には彼らを中心となって祈禱を行えるよう、その正当性を「託宣記」の存在を示して主張した。「託宣記」とは、春日社創建の由来と、神護景雲二年に下ったといわれる託宣について述べたもので、神慮を慰めるためには中臣家の子孫が七日間の神事を行うべきことが説かれている。この「託宣記」が実は当時の

中臣氏による偽作で、山木枯槁という異常事態に乗じて、神主家である大中臣方の勢力に対抗するべく、一族の結合と利益のために作成されたことが近年指摘されている¹³⁾。しかし彼らの努力はみのり、その後も枯槁に伴う七ヶ夜神楽には、必ず正預が「祝師」に任じられた。それは神楽が始まる前、神前に御幣をたてまつり、祝詞をあげるというような役であったのだろう。足利義満が応永十二(四三)年の枯槁に伴う神楽を主宰した際にも、義満の求めに応じて中臣祐時が注進した「可有申沙汰条々」の中に、「祝師任例可被勤仕之由、可被成下御奉書於正預祐主」という一文がしっかりと入れられている。

やがて戦国期以降、枯槁に関わりなく行われた国人を施主とする神楽においても、常に正預が祝師に任じられた。それは、彼らが主張するように、神事のうちに「秘事之祝カリニモ不可有外見之儀云々」、「官幣御幣啓白之時ハ大中臣方悉以退出候」という、他氏を排除し、中臣の一族のみで行われる秘事があったからである。また史料Aの一つ書の末尾に「三十貫文 奉行新方」とあるように、施主からは正預方へ礼銭が届けられた¹⁶⁾。こうした權益を子孫に伝えるため、中臣氏は代々にわたり、一種のマニユアルとしての神楽記を作成し、それをもとに先例を勘じて、いわば施主の指南役となっていたのである。従って、史料Aにみえるような用脚の授受やその差配は、すべて正預の役割であった。

ところで、神楽は施主と社家のみで完結するわけではなく、その上に願主を戴き、京都から公家衆の下向もある。では施主は、願主や公家衆に対してはどのような対応したのだろうか、次にみてみよう。

二 公家衆の下向

① 諸屋と雑具

松永を施主とする永禄五年神楽は、近衛植家・前久親子が願主であった。概要は次の史料によって知られる。

〈史料B〉

- 一、永禄五年壬戌十一月自十二日当社七箇夜御神楽有之、
- 施主 松永弾正少弼久秀沙汰之、
- 一、御願主近衛殿大閤、御息閑白殿御同道之、御参籠也、
- 一、公家衆六人御下向、舟戸屋ニ御参籠之山科殿・藪内殿父子・五辻殿・持明院殿・薄殿、
- 一、勅使于時南曹柳原殿、藤屋ニ御参籠也、
- 一、地下陪從十四人松屋参籠也、
- 一、京都各御下向衆之雑具・飯米以下悉以施主霜台沙汰之、

【中略】

- 一、三十八所屋霜台奉行半竹軒参籠也、
- 一、椿屋同奉行塩冶吉岐守参籠也、
- 一、今度御願主近衛殿大閤様、俄鼻血出テ絶入シ給事、終夜之間数度也、
- 子細者鹿ノ合火故也云々、占方以下種々御祈禱、殊者御家中之火ヲ替給之処、悉以御本復畢云々、鼻又ハ口ヨリ血出給タル事中々被仰モヲロカナル由直ニ御雑談之由、喜多院僧正御物語之間、此故二十二日ヨ

リ之御神楽俄二十三日迄延引之、⁽¹⁷⁾

右によれば、当初神楽は十一月十二日からの予定であり、所作の公家六人、勅使、地下陪従が次々と南都に下向、舟戸屋・藤屋などの社頭参籠所に滞在した。願主の不慮の事故によって、結局は延期となったが、注目すべきはその滞在にかかる「京都各御下向衆之雑具・飯米以下」を、「施主」霜台（久秀）がことごとく沙汰したという部分である。実際には、半竹軒⁽¹⁸⁾と塩冶彦岐守が松永方の神楽奉行として諸雑務を担った。

では、下向衆の雑具等とは、具体的にどのようなものであっただろうか。次に挙げる文書は、永禄五年神楽に際して山科家雑掌大沢重成が、南都神楽に必要な雑具や諸経費等を書き留めたものである。やや長い引用になるが、次に文書の全文を示し、その内容を解釈しながら、神楽の費用と運営形態の一端を明らかにしてゆこう。

〈史料C〉

I 南都大神楽

雑具請取日記

- 一、御ごき^(五器) 一せん^(膳)、あさき^(内)、うち、あか、御さ^(皿)ら 五つ、
- 一、御はし^(白箸) しらはし 七せん、あかはし 卅せん、
- 一、御くきやう^(供盤) 一せん、
- 一、御むしろ^(籠) 一まい、たゝみのおもて、
- 一、御供衆のこき^(折敷) 十五せん、但うちあか三つ、こき、さら同十五、
- 一、同おしき^(折敷) 十五まい、
- 一、同むしろ 十五まい、五くみ、
- 一、いゝひつ^(飯櫃) 一つ、同いゝかい^(飯匙)、

- 一、きりはん^(切盤) 一つ、
- 一、なかなな^(兼刀) 一つ、
- 一、いかき^(爪匙) 二つ、大小、
- 一、たこおけ^(担桶) 一荷、
- 一、はち^(鉢) 二つ、大小、
- 一、木てうし^(鉢子) 二つ、
- 一、らうそく^(燵燗) 七丁、
- 一、ひはし^(火箸) 一せん、同ひはち^(火鉢) 一つ、
- 一、しやくし^(杓子) 一つ、
- 一、もちおけ^(持桶) 二つ、大小、同ひさく^(柄杓)、大小二つ、
- 一、御てうつおけ^(手水桶) 一つ、同ひさく一つ、
- 一、御てのこい^(手拭) 二つ、上下、
- 一、御茶の湯ノ道具 是ハ皆返進申候、
- 一、ます^(拵) 一つ、
- 一、御たらい 二つ、上下、
- 一、すみとり^(炭斗) 一つ、同すみ 入次第、
- 一、火うち 一つ、
- 一、うちとうたい 二つ、
- 一、なへ^(鍋) 二つ、
- 一、かなわ^(金輪) 二つ、
- 一、すりこほち^(搦小鉢) 一つ、同すり木、
- 一、ほくり^(木履) 一そく、
- 一、しは^(柴) 日ゝ、三そく^(束)、

- 一、わりき(割木) 日、二そく、
 - 一、せうめい(松明) 日、五丁
 - 一、あふら(油) 日、京のあいの物二五はい、同つ(筒)に入て、
 - 一、いわうとうしみ(硫黄灯芯) 入次第、
 - 一、御たる(燈) 二荷、初中後三度、
 - 一、御さかな(肴) 二色、もちい(餅惣)、五十、こんにやく(蕎麥) 十丁、
 - 一、かはらけ 入次第、
 - 一、つるへ(釣瓶) 一つ、
 - 一、はうき(箒) 一つ、
 - 一、てんもく(天目) 一つ、
 - 一、あんどん(行燈) 一つ、
- 以上、

II 日、雑用下行物

- 上様 百文、
- 御侍衆 八人、一人分 卅文宛、貳百四十文、一人分まし也、
- 御雑色衆 五人、七十五文、一人分十五文宛、
- 御小者 二人、卅文同、
- 人夫 一人、八文、
- 以上(マ)四百六十四文か、
- 八日分惣以上参賈六百八十四文か、
- 同米ノ方上下十七人分白米、
- 上様 貳升宛、

III 此外

- 御侍衆八人 八升、但山科家計八人也、
- 御雑色小者 七人、七升、
- 人夫 一人、壹升、
- 以上壹斗八升、
- 同八日分惣以上壹石四斗四升也、
- 此外
- 御出立(興免) 十貫文、
- 御こしかきの物 貳貫文、
- 御供衆酒肴代 参貫文、是ハ惣中へ、
- 御供衆出立料 七貫文、
- 以上拾五貫七貫文、

此外

御迎ノ人夫五人、御送人夫七人宛、

此外和琴持人夫壹人四辻殿ニ、

山科家雜掌大沢左衛門大夫

永祿五年十一月十二日 重成(花押)

此分半竹軒ニ調渡則請取有之、⁽²⁰⁾

まず目につくのは、雑具が一つ書きされたI部分である。食器や調理器具・照明などは、公家衆が諸屋に滞在する間に用いる日常具であろう。このとき山科家の当主言継は、笛の所作のために大和に下向した公家衆の一人であった。⁽²¹⁾ II部分の「上様」は言継を指し、「御侍衆八人、御雑色衆五人、御

小者二人」に、人夫一人を加えた計十七人で下向したことが分かる。⁽²²⁾ 従つて、I部分の「御こき(五器)」から「御むしろ(筵)」までは言繼が使用したもので、続く「御供衆のごき・おしき・むしろ」それぞれ十五ずつは、人夫一人を除いた供奉衆十五人の分に相当しよう。残念ながら「言繼脚記」には、永禄五年の春日社神楽に関する記述は残されていない。しかし、永禄の先例となつた天文二十三年の施主を筒井順慶とする神楽には、同じく言繼が笛の所作人として下向しており、記事が比較的豊富に存する。更に、この天文二十三年神楽に関しては、新(中臣)祐岩の記した「春日社陪從御神楽都鄙用脚等惣別事」(以下「用脚惣別事」と称す)⁽²³⁾ から詳細を知ることができる。従つて、以下では、天文二十三年の例を手掛かりとして、I、III部分をそれぞれ検討してゆこう。

まず、「用脚惣別事」には、I部分に関すると思われる次の記事がある。

〈史料D〉

用意シテ京衆へ被渡分
(炭) スミ、(楳楳) 柴薪、(五器) ヒキ茶、ラツソク、(五器) 松明、ゴキ、(五器) 於敷、(五器) 木具、(五器) かはらけ、(切板) キリキタ、(菜刀) なかたな、(爪應) いかき、(約應) さいトウハシ、(マ) ハラ筵、(マ) ツルへ、(マ) えんこん、(細鉢) かう、(飯匙) スリハチ、(籠) いゝかい、(籠) ハウキ、(籠) 手水桶、(籠) 行水桶、(籠) ナへ、(籠) カマ、(金輪) カナワ、(杓子) シヤクシ、(未應) ホクリ、(手拭) トラロ、(手拭) テノコキ、

如此類用意シテ被相渡、神楽以後可被返渡之旨、堅可有約束也、然共京衆毎々忒沙汰之間、シカ、ト無之ナル歟、ノコリ分新方令交合、御供所并諸屋以下寄進沙汰之、然処今度神楽以後、ノコリノ道具等儀音信無之間シラス、重而ノ時ハ神楽以後早旦ニ方々諸屋へ人ヲ付ヲキ京衆以下取散候者不可叶之旨堅申聞、新方可令交者也、

これによれば、ほぼIと同様の雑具類は、社家と施主とが用意して下向した京衆に渡し、神楽が終わつたら返却される約束であつたという。実際Iのうち「御茶の温ノ道具」には「皆返進申候」と記されており、「言繼脚記」同年十月三日条にも、「茶湯之道具并鍋、金輪等返渡云々」とあるように、七ヶ夜神楽を終え上洛する直前に雑具は返されている。蠟燭や灯芯、かわらけなどの消耗品以外の道具が返却の対象となつたのであろう。しかし、京衆が恣にふるまつた結果、道具類が無くなることもあつたという。こうした事態に際し社家と施主側は協力して雑具回収にあたつたのであろう。また諸屋のしつらえも両者の協働によつてゐる。⁽²⁴⁾

ところで、実はIとほぼ同内容の社家文書がもう一通あるので、次に挙げしておく。

〈史料E〉

雑具渡日記

- 一、御こき一せん、あさき、内あか、御さら五ツ、
- 一、御はし、白はし十五せん、あかはし六十せん、
- 一、御くきやう二せん
- 一、御むしろ一まい、たゝみおもて、
- 一、御供衆のこき卅せん、同さら三十、
- 一、おしき卅まい
- 一、むしろ卅まい、五くみ、
- 一、いゝひつ二 同いゝかい二
- 一、きりはん二
- 一、なかたな二

- 一、いかき大小四
- 一、たこおけ二荷
- 一、はち大小四 同さいとう二
- 一、木てうし四
- 一、らうそく大小十五ちやう
- 一、火はし二せん
- 一、しやくし二
- 一、もちおけ大小四、同ひさく一
- 一、御手のこい二
- 一、御茶の湯の道具、皆具、茶せん二、御茶小おけに入、
- 一、ます一
- 一御たらい上下二
- 一、すみとり一、すみは入次第、
- 一、□ち⁽⁵⁾とうたい四
- 一、なへ大小四
- 一、かなわ四
- 一、すりはち二、同すり木二ツ
- 一、御ほくり一そく
- 一、しは日々に六そく
- 一、わり木日々に四そく
- 一、せうめい日々に十ちやう
- 一、あふら日々にあいの物に十ほい
- 一、御樽の着もち百、こんにやく甘ちやう、三ケ度まいる、

一、つるへ一

一、はう木二

以上

天文廿三年分如此分候⁽²⁵⁾、

この文書の袖書には、「永禄五壬戌松永少弼執行之砌、御願主殿ヨリ被下之写、」とあり、奥に「天文廿三年分如此分候」とみえる。即ち近衛家から示された天文二十三年分の雑具を永禄五年に参照用として社家が写したものである。C文書のI部分と比べると、ほぼ同内容で、順序も殆ど同様である。ここでの「御こき」以下「御むしろ」までは、願主近衛前久が用いたものであろう。面白いのは、「御供衆のこき卅せん」以下のすべての数量が、対応するI部分の倍数となっていることである。神楽の願主である撰閑家の下向には、山科家など他の公家に比べて倍の数、つまり三十人の供奉衆が随行したと考えられる⁽²⁶⁾。

次に、C史料II部分に移ろう。これらは、いわば参籠の間の滞在費である。「上様」(言継)以下十七人分の八日間にわたる雑費と米で、やはり「用脚惣別事」に次のような関連部分が認められる。

一、御願主御膳 一度別白米一升百文ツ、式度ツ、ノ御膳也、

殿上人 一升五十文、日別

諸大夫 侍衆 一升卅文ツ、同

雑色 一升廿文ツ、同

下部衆 一升十文ツ、同

一、勅使 米壹石五斗料足三貫文ニテかいきりに沙汰之、

一、堂上衆 式升百文ツ、日別、

侍衆 一升卅文ツ、同 雑色一升十五文ツ、日別、

下部衆 一升八文ツ、同、

この部分のうち、傍線部の堂上衆分がII部分に相当するとみられる。単位・数量ともに合致しており、II部分はこれを踏襲した上で人数分の八日分を算出したものであろう。なお傍線より前の部分は願主の分である。

では、III部分についてはどうかであろうか。一見して出立にかかる費用と分かるが、出立料であるからには、言継以下が南都に赴くのに先だって、あらかじめ彼らの手元に届いていなければならぬ。そこで次に、出立料を含む諸費用が公家のもとにどのようなにしてもたらされるかを追ってみよう。

②費用の到来と配分

天文二十三年の南都神楽について、在京の山科言継のもとにその開催の知らせが届いたのは六月二十日のことであった。願主である近衛家から伝えられると、言継はすぐに四辻・薄などのもとに赴き、神楽についての打ち合わせを行っている。彼らはいずれも前回にあたる天文十一年の南都神楽にも下向したメンバーであった。ちなみに「言継卿記」に「予先々記六隨身、様体談合了、⁽²⁷⁾とみえる、言継が持参した先々の記録とは、同記に散見する「神楽記」のことで、現在「南都神楽記」と称される本に相当すると考えられる。⁽²⁸⁾『言継卿記』によれば天文二十三年の神楽は、九月二十日からと決定したものの、南都側との交渉不調により延引、実際に言継のもとに出立料の一部が到来したのは九月十七日、すべて揃ったのは二十日のことであった。「自

南都大神楽出立之殘今日到来云々、從大膳権大夫方可渡之由申来、則薄雑掌令同道、沢路筑後守罷向請取了、⁽²⁹⁾とみえるように、山科家の侍沢路重清と薄家の侍が、近衛家諸大夫である北大路俊直から出立用脚を受け取っており、同記には続けて次のような請取状案が記されている。

請取申南都大神楽銭之事、

御出立 十貫文

御興昇物 二貫文

御供衆出立 七百元

以上十二貫七百元者、

右所請取申如件、

天文廿三年九月十七日

山科家雑掌重清 判

^(後直)
大膳権大夫殿

この請取状は、C文書III部分のうち、「御供衆酒肴代 参貫文、是ハ惣中へ、⁽³⁰⁾という一行を除いた分と一致する。従って、やはりIII部分は永禄五年神楽の出立料と確認されよう。ちなみに除かれた一行については、同記十五日条に、「近衛殿大膳権大夫(俊直)来、就大神楽之儀、為堂上中五百足分用捨之事、可申調之由有之間、四辻・薄等へ罷向令談合、僮僕中へ酒肴之代三百足之分用捨之事、又広橋へ罷向申調了、⁽³¹⁾とみえる分に相当し、天文二十三年のこの段階では、既に僮僕中へ渡されている。

また、「用脚惣別事」によれば、以上のような京都での一連の動きにさきだち、九月十二日条に、「料足二百貫文京都被上了、飯田方ニ在之戊亥と申鉢ト一乘院家ノ藤二郎ト上洛候、不日ニ料足京進之間、来廿日各御下向難相調之間歟、於向後も京都之儀早々兼日に可被相伺者也、⁽³²⁾とみえ、神

樂の料足二百貫があらかじめ南都から京都へと運ばれている。筒井配下の飯田氏とともに一乗院の使いが上洛していることから、これらがまず願主である近衛家に到来し、その後諸家に配分されたことが知られよう。

以上から、史料Cは、天文二十三年神樂の先例に倣い、山科家の南都下向に必要な道具や費用をまとめたものであったことが確認できる。文書の日付十一月十二日は、予定されていた神樂開始日であり、京衆たちはその直前には南都入りしていたであろうから、重成は山科家側が既に受け取ったものについて記したと考えられる。

ところで、ここでもみられる半竹軒は、塩冶壱岐守とともに松永の配下にあつて永祿五年神樂に尽力した。こうした施主側の神樂奉行として、ほかに天文二十三年には筒井代の中坊法眼や飯田与介⁽²⁹⁾が、また享祿四(一三三)年神樂には施主十市方の雑掌として宗恩坊・一郎などの名が挙げられる⁽³⁰⁾。彼らは社家や願主との折衝のほか、下向した公家衆のもとへ「樽壹荷・蜜柑三十斗・茶一包ツ」⁽³¹⁾、「一両種送」⁽³²⁾之、至今日三ヶ度也、毎度餅五十・昆若五・今日餅・熨鮑⁽³²⁾」などを届けている。同様に、願主・公家衆側で神樂の諸実務に携わったのは、大沢氏などの雑掌をはじめ、各家の家人たちであつた。天文二十三年には、公家衆が下向する以前から、近衛家の使として北小路俊直や西洞院時秀が南都・京間を往復して施主や公家衆との交渉を行つて⁽³³⁾いる。特に北小路氏は代々近衛家諸大夫であつたが、後に俊直は、近衛前久の子尊政が一乗院に入室した際、ともに南都に赴き、以後は一乗院に仕えることとなる⁽³⁴⁾。それは彼が神樂に関する実務を通じて、南都にコネクションを形成していたことにもよるのではないだろうか。

ところで、当該期の公家が一樣に窮乏状態にあつたことはよく知られてい

る。それゆえ、大和有力国人というスポンサーを得て南都に赴くことは彼らにとつて望ましいことであつたに違いない。摂関家にとつては、氏社への神樂奉納という、先祖が行つてきた祭祀を果たすことができた。また他の公家衆は、物見遊山も兼ねつ⁽³⁵⁾つ、彼らが家業として継承してきた芸能の披露に、厚い待遇をもつて迎えられたのである。しかしだからといって彼らは、決して施主側に言われるまま行動していたわけではない。例えば天文二十三年には、施主側から示された幾つかの点が先例と異なることに対して、「為此方更非懇望申儀候間、及兎角之儀候者可被⁽³⁷⁾打置候」という書状を五辻・薄・山科・四辻家が連名で提出し、南都神樂奉納は自分たちの懇望にもとづくものではないので、主張が通らなければ放棄を辞さないと言つていよう。こうした強い態度は、「用脚惣別事」中の次の部分にも反映していよう。

一、惣別今度の儀不日二京へ被申之間、毎時恣京衆被申者也、殊惣別諸道具請取テ其大小之諸道具ヲ一カキニ沙汰シテ、向後何之方ヨリ執行之時も可為此通之旨奥書ヲシテ飯田与介ニ加判サセ申帰京ト云々、向後弥恣可申基ナリ、

これによれば、京衆はほしのままに振舞い、諸道具を「一かきに」沙汰し、今後の神樂執行の先例とすべき旨を主張して筒井代飯田与介に加判させたという。つまり、これまで検討してきた史料CのI部分及びEのような雑具の「二つ書」は、今後、誰が施主になり、社家の担当が誰であろうとも、京衆が参籠諸屋で用いる道具が粗漏なく調べられるよう、箇条書きに作成して今後の基準とすることを、彼ら自身が主張した結果なのであつた。Eは天文二十三年分であるので、まさにここで言及されている通りに作成されたものであろう。そして、永祿五年のCの雑具「二つ書」も、そのままこれを踏襲し

たものであり、「二つ書」の内容の順序が両文書とも殆ど同じであるのはこのためではないだろうか。京衆はまた滞在中、数度にわたって進上される樽や油についても、「今度儀京衆衆ニヨクホリ」⁽³⁹⁾て社家を困惑させている。

以上、費用の面から、南都神楽における施主と公家衆及び社家の動向を明らかにした。施主となった大和の有力武士が神楽に関する一切の費用を負担したのは、松永久秀の例にみるように、神楽奉納が大和支配の象徴だったからである。そして、費用や道具類の面で、彼らができる限り公家衆の要求に従ったのは、あくまでも武士が公家の南都下向を強く望んだからであろう。

表向き願主に据えられた摂関家が、戦国期の大和において権威とみなされていたことは疑いない。彼らは朝廷の主要な構成員であり、また国人たちの信仰の対象でありつづけた興福寺春日社とも関りの深い存在であった。

更に、大和武士たちが、古代以来公家の受け継いできた文化に尊崇の念を抱いていた事実も見逃ごせない。神楽を家業とする公家衆の招請に努めたのはこの点にあるともいえよう。最後に、そのことをもう少し見てまとめにかえたい。

三 文化交流の場としての神楽―まとめにかえて―

戦国期、大名や国人がいわゆる公家文化の享受を希求したことは良く知られている。公家は大名や国人の求めに応じて、在京のまま、あるいは地方に下向して、和歌添削や連歌の指導、古典講釈などを行なった。それはまた困窮した公家の収入につながった。交流は大名のみならず、その被官や国人クラスにも及んだとい⁽⁴⁰⁾う。

公家衆の南都滞在は、大和の国人たちとの交流の機会でもあった。例えば天文二十三年の神楽期間中には、願主近衛晴嗣(前久)が五十首和歌会を催した。そこには「四十七、八人」もの参加者が連なり、山科言繼以下所作の公家や西洞院・北小路などの近衛家家人とともに、施主の筒井藤勝丸、一乗院坊官、楽人、宗養・紹巴などの連歌師、加えて「中東(大中臣)時宣・同時基、其外筒井内中坊・八条・喜多・中村・飯田等」⁽⁴¹⁾といった社家や国人の被官クラスまでが一堂に会したのである。和歌の後は宴会となり、楽・唱歌に及んだ。

有力国人のひとりである十市遠忠は、詠作や蔵書の多さや和歌への傾倒ぶりで知られる。遠忠は、享祿四年・天文二年・同十一年に南都神楽の施主となった⁽⁴²⁾。それぞれの願主は、享祿が九条植通、天文は近衛植家であり、特に天文十一年には法楽和歌を張行している⁽⁴³⁾。加わったのは遠忠や植家のほか一乗院門跡良督・中臣祐園・山科言繼・筒井順昭などであった。遠忠の文化的な活動は、このような場が存在することによって可能となっていたのである。また史料C中、「雑具」の一つに「御茶の湯ノ道具」が数えられていることから、茶人としても有名な施主の松永久秀を交えた茶会が想像されよう。以上の例から、南都神楽は、当該期にひろくみられた戦国大名・国人による領国への公家招請の、大和における一つの形態ともいえる。戦国期を通じて南都神楽が興隆した背景には、大和武士の公家文化への積極的な関心があった。

神楽を開催するためには、摂関家を願主に迎え、神楽を奏する公家衆も招請した。したがって、施主としての経済的負担は相当なものであった。しかし、それゆえに彼ら国人の力の示威になり、また公家が保持してきた文化を

享受する機会ともなったのである。南都神楽はまさに都鄙貴賤文化交流の場であったといえよう。

そして、永禄五年以降の松永久秀や近衛家に目をむけてみると、近衛前久は三好・松永方との折衝の機会を多く持ち、三人衆と久秀の対立以降も久秀方と深く関わっている⁽⁴⁴⁾。前久が永禄三年から五年まで越後に在国していたことを考えれば、久秀との交誼のきっかけは、あるいは永禄五年末の南都神楽だった可能性が考えられよう。文化的交流はすなわち、人と人との政治的結合にもつながったのである。

補注

- (1) 安国陽子氏「戦国期大和の権力と在地構造―興福寺荘園支配の崩壊過程―」(『日本史研究』三四一、一九九一年)、安田次郎氏「祭礼をめぐる負担と贈与―春日若宮祭の頭役について―」(『歴史学研究』六五二、一九九三年)。
- (2) 『実躬卿記』嘉元二年九月三十日条(『実隆公記』永正三年九月十九日条所収)、『春日権現験記』巻二十。
- (3) 応永十二および十三年に足利義満の沙汰として枯槁を慰撫する七ヶ夜神楽が催されている。『辰市家旧記』(東京大学史料編纂所蔵謄写本、二〇二二―二四四、『大日本史料』七編之七、応永十二年六月六日条所収)『春日社臨時御神楽之記』(同所蔵影写本、三〇二二―五〇、『大日本史料』七編之八、応永十三年閏六月十八日条所収)等参照。
- (4) 『大乘院寺社雑事記』(増補統史料大成)文明十一年二月十七日条、明応二年十二月九日条など。当該期の越智氏については、鈴木良一氏「越智家栄の私反銭」(『大乘院寺社雑事記ある門閥僧侶の没落の記録』第九章II、そして、一九八三年)、森田恭二氏「戦国期畿内における守護代・国人層の動向」(『ヒストリア』九〇、一九八〇年、のち『近畿大名の研究』吉川弘文館、一九八六年に所

収)、綾部正大氏「大和国「国民」越智家栄の動向について―身分制の観点から―」(『高円史学』一〇、一九九四年、のち『大乘院寺社雑事記研究論文集』第一巻、和泉書院、二〇〇一年)等に詳しい。

(5) 以上の詳細については別稿を用意している。

(6) 大和における松永久秀の動向は「奈良市史」通史二(奈良市発行、一九九四年)「奈良県史」一一(大和武士)(朝倉弘氏著、名著出版、一九九三年)等に詳しい。

(7) 「大東文書」『春日大社文書』(永島福太郎氏校訂、春日大社発行、一九八六年)六一―一三〇。なお、以下本文中に掲げた史料の傍注等は全て筆者による。

(8) 「辰市文書」『春日大社文書』六一―一五。

(9) 「辰市文書」『春日大社文書』六一―九、差出は正預祐維のほか辰巳権預祐恩・辰市次預祐次・新権預祐称・大東権預延有・上権預延時・辰巳新預祐磯の連名である。

(10) 「辰市文書」『春日大社文書』六一―八、一〇、一一。

(11) Aとはほ同様の文書の写しが、明応二年神楽の記録「春日社臨時御神楽記」(↓注15) および天文二十三年神楽の記録「用脚惣別事」(本文後述、↓注23)にも存している。

(12) 奈良県・斉藤美澄氏編「大和志料」歴史図書社、一九七〇年、永島福太郎氏「奈良文化の伝流」(中央公論社、一九四四年)及び同氏「解説」『春日大社文書』六(春日大社、一九八六年)。

(13) 瀬田勝哉氏「春日山の木が枯れる」(同氏「木の語る中世」、『朝日百科日本の歴史』別冊「歴史を読みなおす」一九九五年、のち朝日選書六六四、二〇〇〇年)。

(14) 「辰市家旧記」(『大日本史料』七編之七、三〇四頁)。

(15) 「春日社臨時御神楽記」(内閣文庫蔵、三一―一五七、慶安元年写)明応二年中臣祐松記。

(16) この三十頁文は社家内で分配されるが、それとは別に神楽奉行へ礼銭がも

たらされていることも以下の部分から判明する。「祐岩方へ分(粉)骨分事、十市ノ時も五貫文ツ、但神楽ノ前後二両度山城へ下向候、其時三貫文ツ、在之間、合十一貫文也、筒井順興殿ノ時も五貫文礼ニ被出之時三貫文在之間合八貫文也、只今藤勝殿ハ五貫文バカリ也、一段無比類減少之始メナリ、越智家栄ノトキハ都鄙之儀祐松沙汰之間礼分事いかゞシラズ、(用脚惣別事)」

(17) 「春日社御神楽類記」(東京大学史料編纂所蔵謄写本、二〇八六一一、原本は彰考館蔵)所収。該本は文暦(永祿の春日社七ヶ夜神楽の部類記。このうち大永五・享祿四・天文十一年神楽の記(「南都神楽記」(↓注28)に同じ)と天文二十三年神楽の記(「用脚惣別事」に同じ)は全文を収録するが、ほかは史料Bを含め抄出である。

(18) 同一人か否か明らかにはし得ないが、連歌師宗養の天文二十四年九月二日及び弘治元年十一月二十日の百韻の中に、三好長慶とともに「半竹」の名がみえる。(斎藤義光氏「宗養連歌百韻撰」一九八九年)

(19) 大沢綱家男。「歴名土代」(湯川敏治氏編、続群書類従完成会、一九九六年)によれば、永祿元年正五位下左衛門大夫。なお「天正九年三月日 於越前 国生書」とみえる。

(20) 「南都大神楽雑具請取日記」宮内庁書陵部蔵(B六一八二九)

(21) 「お湯殿上日記」永祿五年十一月十五日条に「ならに大かぐらあり、山しなもふえ(笛)のやく(役)にてかぐらの人じゆ(数)」とみえる。

(22) ちなみに天文二十三年の神楽には、言継は「供、松波九郎・沢路藤二郎・同虎市・早瀬民部丞・玉井源二郎、雑色、小者三人等也、輿舁四人、葉室地下人、人夫四人、自南都去夜上落也、」(「言継卿記」(史料編纂集)同九月廿五日条)という面々とともに下向している。

(23) 「春日社陪從御神楽都鄙用脚等惣別事」(中臣祐岩記)は菅見の限りでは「春日社臨時御神楽記」(宮内庁書陵部蔵 九一五二〇四)および「春日社御神楽類記」に収録。いずれも写本のため書き誤りや判読に困難な箇所があるが、おおよそは宮書本に従った。

(24) 「用脚惣別事」に「新交合諸屋事、一、御願主於近衛殿は、但馬やタ、ミ廿四帖、長床二、惣ノ屋根、ハタ井タ、敷井タ以下修理之」とみえ、施主方の神楽奉行飯田氏と新祐岩が諸屋の修理について談じている。

(25) 「辰市文書」(「春日大社文書」六一一四)。

(26) 供の数が倍数になっているのは、国人による南都神楽の初度である文明十一年に、願主二条持通・政嗣父子が下向した先例を踏襲したためか。

(27) 「言継卿記」天文廿三年六月廿日条。

(28) 「南都神楽記」(東山御文庫蔵、一六四一四、写本)。該本は、山科言継が大永五・享祿四年鷲尾隆康神楽記を書写し、これに言継自らの、天文十一年十一月二十八日から十二月六日に至る南都神楽の記事を合わせたもの。前者の隆康自筆原本は、陽明文庫所蔵「寓記」(大日本古記録「二水記」四に所収)に相当する。奥書によれば、言継は、天文十一年十一月十八日にこれを持明院基孝所持本を以て書写している。ちなみに、基孝は永祿五年南都神楽に所作の一人としてみえる。「言継卿記」には、「神楽記」を多忠宗や山井景頼ら陪從に貸与した記事が散見され、また天文二十三年九月三日条には「五辻来談、南都神楽之記被写之」ともある。下向公家衆の多くが先例参照のために該本を用いたのであろう。「南都神楽記」及び「寓記」については「東京大学史料編纂所所報」三二(一九九六年)、尾上陽介氏「二水記諸本の研究」(「東京大学史料編纂所紀要」七、一九九七年)に詳しい。なお「南都神楽記」はほかに国立歴史民俗博物館蔵旧高松官家伝来禁裏本にあり(ウ函一四三、江戸中期写)、形状・内容ともに東山本とほぼ同一である。

(29) 「用脚惣別事」。

(30) 「持明院基春記」(東大史料編纂所蔵謄写本、二〇七三一一三二二、原本は尊経閣文庫蔵)十二月十二日条。

(31) 「南都神楽記」天文十一年十二月五日条。

(32) 「南都神楽記」享祿四年十二月廿四日条。

(33) 「言継卿記」天文廿三年九月二日条「南都神楽之儀、昨日近衛殿内大膳大

夫俊直朝臣自南都上洛云々、同七日条「平少納言從南都之手日記被隨身、」など。なお、公家人とその役割については、菅原正子氏「中世公家の経済と文化」(吉川弘文館、一九九八年)第一部第三章「公家の家政機構と家司」に詳しい。

(34) 一乗院坊官の記録「二条宴乗日記」(天理図書館蔵、「ピブリア」五二―五四、六〇、六二の翻刻による)には「北大」(北小路大膳大夫)として俊直の名が頻出する。

(35) 例えば大永五年神楽に南都へ下向した鷲尾隆康は、大仏詣や春日験記絵の閲覧を行っていることが「南都神楽記」にみえる。

(36) 山科言繼は笛の所作だけでなく、当地で衣紋の奉仕も行った(「言繼卿記」天文廿三年九月廿六日条)。

(37) 「言繼卿記」天文廿三年九月二日条。

(38) 火うち、硫黄・灯芯、かわらけ、天目、行燈などは、Cのみにしか記されていない。永禄五年時に追加されたものであろう。

(39) 「用脚惣別事」。

(40) 武家による公家文化の享受については、川添昭二氏「中世文芸の地方史」(平凡社選書七一、一九八二年)、米原正義氏「戦国武士と文芸の研究」(おうふう、初版一九七六年)、鶴崎裕雄氏「戦国の権力と寄合の文芸」(和泉書院、一九八八年)、井上宗雄氏「中世歌壇史の研究 室町後期」(明治書院、改訂再版一九八七年)など。

(41) 「言繼卿記」十月一日条。

(42) 「南都神楽記」。

(43) 井上宗雄氏所蔵「天文十一年十二月十二日春日社法楽」(同氏前掲書、八八頁)。天文十一年神楽の期間中にあたっており、井上氏も推測されたように、神楽の施主である十市遠忠が発起し、費用を受け持ったものと考えられる。なお十市遠忠の文芸活動については、同氏「十市遠忠について」(「言語と文芸」五〇、一九六七年、のち前掲書に改編して収録)および「十市遠忠三十番

歌合について」(早稲田大学図書館紀要「四四、一九九七年)。

(44) 橋本政宣氏「関白近衛前久の京都出奔」(東京大学史料編纂所紀要「四、一九九四年)。

(45) 近衛通隆氏「近衛前久の関東下向」(日本歴史「三九一、一九八〇年)。